

文化財保護奨励金の拡充

区内には現在、150を超える区指定文化財があります。こうした文化財を適切に保存するとともに、区民に向けて積極的な公開が進むよう、文化財保護奨励金を拡充します。



◀ 赤坂氷川祭の山車人形

▼ 木造歴代上人坐像



NEW!

非公開文化財の公開や実物に近いレプリカ作成など、文化財の積極的な活用に向けた経費

対象	拡充前	令和7年4月から
有形文化財（建造物）	5万円	7万円
有形文化財（建造物以外） 史跡・旧跡・名勝・天然記念物 ・有形民俗文化財	2万円	3万円
無形文化財保持者（個人） 無形民俗文化財（個人）	3万円	5万円
無形文化財保持者（団体） 無形民俗文化財（団体）	5万円	10万円
積極的な活用にかかる経費	—	費用の8割 ※上限100万円/件